

第2節 基準病床

基準病床制度は、地域ごとにバランスの取れた医療提供体制の整備を行い、限りある医療資源の効率的な配置を図るために設定するもので、一般病床、療養病床、精神病床、結核病床及び感染症病床のそれぞれについて定めます。

1 基準病床数

(1) 一般病床及び療養病床

二次保健医療圏ごとの一般病床及び療養病床の基準病床数は次のとおりです。

なお、既存病床数が基準病床数を超えている地域（病床過剰地域）では、原則、病院の開設や増床、病床の種別の変更等が制限されますが、病床過剰地域であることを理由に、当該地域にある医療機関に病床削減の義務が課されるものではありません。

二次保健医療圏	基準病床数(A)	既存病床数(B) (平成24年9月30日現在)	(B)-(A)
安芸	436	598	162
中央	6,370	11,802	5,432
高幡	589	808	219
幡多	1,008	1,720	712
合計	8,403	14,928	6,525

※下記に該当する診療所については、届出により一般病床を設置することができます（事前協議要）。

- 次のいずれかに該当する診療所（届出予定を含む。）で、医療審議会（部会）の議を経た診療所
 - ・診療報酬上の在宅療養支援診療所の届出をしている診療所
 - ・診療報酬上の在宅療養支援診療所の連携診療所で、緊急時入院施設として届出をしている診療所
- 国民健康保険法に基づく第1種・第2種へき地診療所及びへき地保健医療対策実施要綱に基づいて設置されるへき地診療所
- 産科又は産婦人科を標榜するとともに分娩を取扱う診療所

(2) 精神病床、結核病床、感染症病床

県全域を単位とする、精神病床及び結核病床、並びに感染症病床の基準病床数は次のとおりです。

病床種別	基準病床数(A)	既存病床数(B) (平成24年9月30日現在)	(B)-(A)
精神病床	2,493	3,721	1,228
結核病床	60	170	110
感染症病床 (第1種)	11 (2)	11 (2)	0 (0)
(第2種)	(9)	(9)	(0)

2 病床の算定方法

(1) 一般病床・療養病床

二次保健医療圏ごとに、次の算定式に基づき設定しています。

ア 「一般病床の基準病床数」 = [(性別・年齢階級別人口) × {性別・年齢階級別退院率（国の告示0.77）} × {平均在院日数（国の告示18.5）×0.9} + {（流入入院患者数） - （流出入院患者数）}] ÷ 病床利用率（国の告示0.77）

イ 「療養病床の基準病床数」 = [(性別・年齢階級別人口) × {性別・年齢階級別入院・入所需要率(国の告示0.77)} - {介護施設(介護療養型医療施設を除く)等で対応可能な数} + [(流入入院患者数) - (流出入院患者数)]] ÷ 病床利用率(国の告示0.92)

*二次保健医療圏ごとの流入入院患者数、流出入院患者数については、患者動態調査により把握した患者の受療動向等を勘案し知事が定めます。

*ただし、県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合、「(流出患者数 - 流入患者数) × 1/3」を限度として基準病床数を加算することができます。

*さらに、急激な人口の増加が見込まれる場合や、特定の疾患に罹患する者が異常に多くなる場合は、厚生労働大臣に協議の上、その同意を得た病床数を基準病床数に加算できます。

既存病床数の算定方法

○病院の一般病床及び療養病床を算定

○有床診療所の一般病床(平成19年1月1日以後に使用許可を受けたものに限る)及び療養病床

○介護老人保健施設については、入所定員数に0.5を乗じた数を既存病床数に算定

※経過措置により、現在は原則算定対象外

○職域病院等の病床数を補正

職域病院等の病床は、部外者が利用している部分を除き、特定の患者のみが利用しているため、既存病床数には算入しません。

(職域病院等：重症心身障害児施設の病床、バックベッドが確保されているICU病床、国立ハンセン病療養所の病床等)

(2) 精神病床

次の算定式に基づき、設定しています。

「精神病床の基準病床数」 = (一年未満群) + (一年以上群) + (加算部分)

・一年未満群

[(各歳別人口) × {各歳別新規入院率(0.00111~0.01256)} + (流入患者数) - (流出患者数) × {平均残存率(目標値0.16)}] ÷ [病床利用率(0.95)]

・一年以上群

[(各歳別一年以上在院者数) × [1 - {一年以上在院者各歳別年間退院率(目標値0.29)} + (新規一年以上在院者数) - (長期入院者退院促進目標数(0))] ÷ [病床利用率(0.95)]

・加算部分

居住入院患者数(区域内の病院の入院患者のうち区域内に住所がある者)が(各歳別人口) × (各歳別新規入院率)より少ない場合に加算できますが、本県は該当しません。

(3) 結核病床

都道府県において結核の予防等を図るために必要な数を、次の算定式を参考に知事が定めています。

[(1日当たりの塗抹陽性結核患者数) × (塗抹陽性結核患者の感染性消失までに要する平均日数) × (年間患者数に応じた係数1.5) × (知事の定めた係数1.5)] + (慢性排菌患者の入院数)

(4) 感染症病床

都道府県が次の配置基準により整備している特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に知事が定めています。

【第1種感染症指定医療機関】 都道府県の区域ごとに1箇所 2床

【第2種感染症指定医療機関】 2次医療圏ごとに1箇所。その人口に応じ次の病床数。

30万人未満 4床

30万人以上100万人未満 6床